

# 一般社団法人日本車いすラグビー連盟 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本車いすラグビー連盟と称し、英文ではJapan Wheelchair Rugby Federation(略称JWRF)と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本国内の四肢麻痺者等及びその関係者が競技に親しみ、競技力の向上と同競技の振興と普及を図り、もって身体障害者の生活力の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- ①車いすラグビーの指導及び普及による研修会、講習会等の開催事業。
- ②車いすラグビーの競技技術や競技使用具等の調査研究事業。
- ③車いすラグビーの情報の収集提供事業。
- ④車いすラグビーの競技大会等の開催及び興行事業。
- ⑤スポーツ施設の管理運営事業。
- ⑥車いすラグビーに関する用品等の販売事業。
- ⑦前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の5種とする。

①正会員

当法人の目的に賛同し、車いすラグビーの普及振興を行うために入会した個人又は団体。  
正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

②賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

③専門委員

当法人の事業運営に際して専門的な知識を有し、事業推進を担うために入会した者。

④登録選手

当法人にチーム登録届を提出しているクラブチーム(以下、「登録クラブチーム」という。)に加入し、当法人に選手登録した者。

⑤登録スタッフ

登録クラブチームに加入し、当法人にスタッフ登録をした者。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別途定める手続きを経るものとし、正会員となろうとする者は、理事会(又は代表理事)の承認を得るものとする。

2 前条に規定する会員の種類は、いずれも兼ねることができる。

(経費の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、別に定める経費を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
- ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- ④定期に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき。
- ⑤除名されたとき。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。方法については別途定めるものとする。

(除名)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の議決権の分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。

- ①当法人の定款又は規程等に違反したとき。
- ②当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。
- ③当法人が所有し又は管理する知的財産権を故意に侵害したとき。

2 正会員以外の会員が前項各号のいずれかに該当するときは、理事会における決議により、これを除名することができる。

3 前各項の除名を行う場合、その会員に対し、社員総会または理事会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

4 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 正会員以外の会員が陪席を望む場合には、特段の支障がなく理事会が認める場合に限り陪席することができる。

(権限)

第16条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第17条第2項第2号又は第18条第3項所定の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

①理事会が必要と認めたとき。

②総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から社員総会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき。

3 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第18条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに(書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに)書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

①会員の除名

②理事・監事の解任

③定款の変更

④事業の全部の譲渡

⑤解散及び継続

⑥合併契約の承認

⑦その他法令又は本定款で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第21条 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、(その事項を社員総会に報告することを要しないことについて)正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、理事長又は副理事長がこれに当たる。副理事長が複数名在任する場合には、予め理事長が代理の順序を定める。

2 理事長及び副理事長に事故又は支障あるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が議長になる。

3 理事全員に事故があるときは、社員総会において出席正会員のうちから議長を選出する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①社員総会の日時及び場所
- ②正会員の現在数
- ③社員総会に出席した正会員の数(書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む)
- ④審議事項及び決議事項
- ⑤議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
- ⑥議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した理事長又は副理事長の内1名が署名又は電子署名もしくは記名押印をしなければならない。

## 第4章 役員

(役員の設定等)

第25条 当法人に次の役員を置く。

- 1 理事3名以上15名以内。
- 2 監事1名以上2名以内。
- 3 理事のうち1名を理事長とし、理事のうち複数名を副理事長とすることが出来る。副理事長が複数名在任する場合には、予め理事長が代理の順序を定める。
- 4 前項の理事長、及び副理事長のうち1名をもって一般法人法上の代表理事とする。副理事長が複数名在任する場合には、理事会が選定した副理事長のうち1名が代表理事となる。

(役員候補者選考委員会)

第26条 当法人に役員候補者を選考するため「役員候補者選考委員会」を設置する。

- 2 役員候補者選考委員会は役員改選を伴う定時社員総会の6か月前をめどに発足させるものとする。役員候補者選考委員会は発足時から第27条に基づく理事会への答申時まで存続する。
- 3 委員会を構成する委員は理事長が以下の者から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
  - ①理事
  - ②監事
  - ③外部有識者
  - ④前3号の外、理事会が適任であると評価した者
- 4 委員は3名以上10名以下とし、このうち理事・監事は過半数を超えてはならない。
- 5 理事及び監事になろうとする者は、役員候補者選考委員会の推薦を得なければならない。

(選任等)

第27条 役員選考委員会は理事会に役員候補者を答申する。

- 2 理事及び監事は、理事会の決議によって選任される。
- 3 理事及び監事は、社員総会において、委任を含む総正会員の議決権を有する正会員の3分の2以上が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の決議によって承認される。
- 4 理事長、副理事長は理事会の決議により理事の中から選定する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 理事(清算人も含む)のうちには、それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号に規定する一定の特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務内容及び義務)

第28条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 4 理事長、副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務内容及び義務)

第29条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- ①理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- ②当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- ③理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- ④理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- ⑤前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- ⑥理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- ⑦理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- ⑧その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事の就任時の年齢は原則70歳未満とする。

6 役員は、第25条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

7 原則として理事・監事は連続5期を超えて在任できない。再度役員に就任する場合は、2期以上の期間を開けなければならない。

#### (解任)

第31条 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったときは、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、出席した総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

#### (報酬等)

第32条 役員報酬は社員総会の決議によって定める。

#### (取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

①自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。

②自己又は第三者のためにする当法人との取引。

③当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (責任の一部免除等)

第34条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事及び監事をもって構成する。ただし、監事は議決権を有しない。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ①社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定。
  - ②規則の制定、廃止及び変更に関する事項。
  - ③前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定。
  - ④理事の職務の執行の監督。
  - ⑤理事長及び副理事長の選定及び解職。
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- ①重要な財産の処分及び譲り受け。
  - ②多額の借財。
  - ③重要な使用人の任用及び免職。
  - ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
  - ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
  - ⑥第33条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結。

(種類及び開催)

第37条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、3か月に1回、毎年計4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - ①理事長又は副理事長が必要と認めたとき。
  - ②理事長及び副理事長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により理事長又は副理事長に招集の請求があったとき。
  - ③監事が必要と認めて理事長又は副理事長に招集の請求があったとき。
  - ④本項第2号及び第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は理事長又は副理事長が招集する。

- 2 理事長又は副理事長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれに当たる。副理事長が複数名在任する場合には、あらかじめ理事長が代理の順序を定める。理事長及び副理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

2 決議に関し特別の利害関係を有する理事は当該の決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに署名又は電子署名もしくは記名押印しなければならない。

## 第6章 基金

(基金)

第45条 当法人は、基金の拠出を会員又はその他の第三者に求めることができる。

2 基金に関しては、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第46条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①財産目録に記載された財産
- ②会費
- ③寄附金品
- ④事業に伴う収入
- ⑤資産から生ずる収入
- ⑥その他の収入

(財産の管理)

第47条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第48条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)



第50条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

①事業報告書

②事業報告の附属明細書

③貸借対照表

④損益計算書(正味財産増減計算書)

⑤貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

#### (長期借入金)

第52条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

#### (会計原則)

第53条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行をしん酌しなければならない。

#### (剰余金の処分制限)

第54条 当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

#### (残余財産の帰属)

第55条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散等

#### (定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、出席した総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

#### (合併等)

第57条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、出席した総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部を譲渡することができる。

(解散)

第58条 当法人は、一般法人法第148条の事由(同条第3号の事由を除く)によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、出席した総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

## 第9章 事務局

(事務局)

第59条 当法人の事務を処理するために、当法人に事務局を置く。

2 事務局については「事務局規程」にて別途定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第60条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- ①定款
- ②会員名簿及び会員の異動に関する書類
- ③社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- ④社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- ⑤社員総会の議事録(電磁的記録によるものを含む。)
- ⑥書面決議等の同意書
- ⑦理事会の決議を省略した場合の同意書(電磁的記録によるものを含む。)
- ⑧理事会の議事録(電磁的記録によるものを含む。)
- ⑨会計帳簿
- ⑩計算書類又は附属明細書
- ⑪監査報告書
- ⑫その他法令で定める書類及び帳簿

## 第10章 情報公開

(情報公開)

第61条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項については、別に定める。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第62条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2015年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2015年3月25日 作成

2017年7月22日 改訂

2018年2月3日 改訂

2019年4月1日 改訂

2021年3月6日 改訂